

第22期第15回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年5月24日（水） 14:00

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑 271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

(1) 福佐協定書について（協議） 資料1

(2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告） 資料2

(3) その他

3 追加議題

(1) 福岡県有明海区における刺し網等漁業許可方針の改正について（協議）
追加資料1

資料 1

(22期第15回有明漁調委)

(令和5年5月24日)

協 定 書

令和5年2月21日

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

(1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。

(2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。
- (2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。
- (3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会的経済的条件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 西久保 敏

(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長 三野 雅弘

第42回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和5年3月14日（火） 13：30～

場 所：AP日本橋 Gルーム

（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント6階）

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- （1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- （2）九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- （3）有明海ガザミに関する委員会指示について
- （4）その他
 - ①令和5年度資源管理関係予算について
 - ②その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十四号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

令和五年三月十四日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示

1 指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和五年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

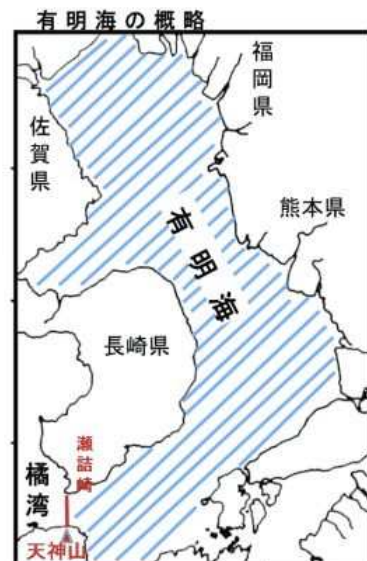
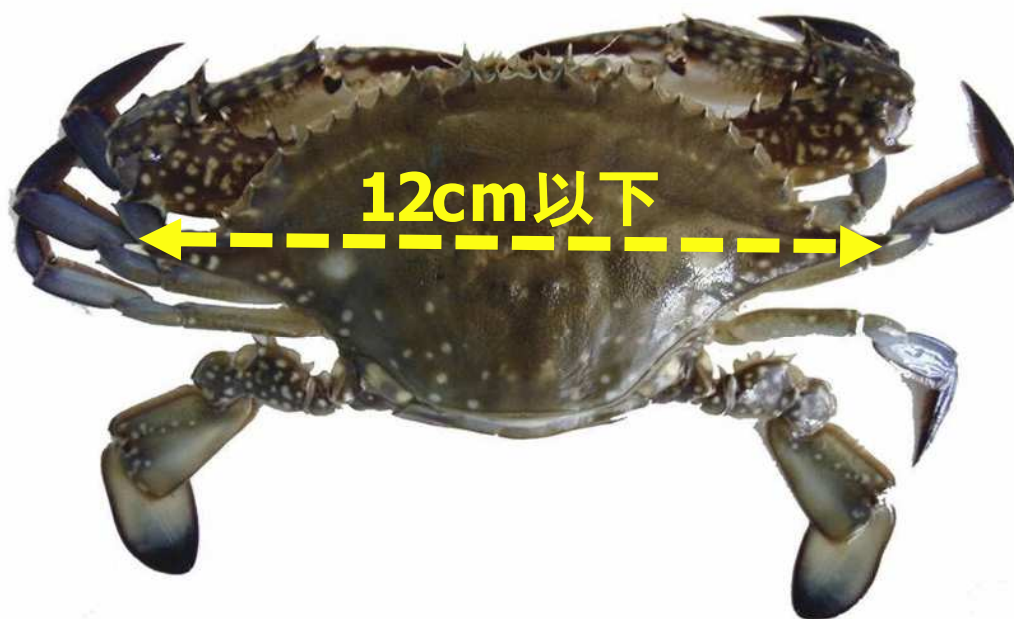
この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

ガザミの採捕禁止 (6/1 ~ 6/15)

有明海では、6月1日~6月15日の間、漁業者だけでなく一般の方もガザミをたも網その他のすくい網で採捕することは禁止されています!!!

これは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による規制です。

※周年、全甲幅長12cm以下の小型ガザミの再放流にも取り組んでいます。



ガザミ資源の保護・回復にご協力を!!! 有明海のガザミ資源は依然低位のまま

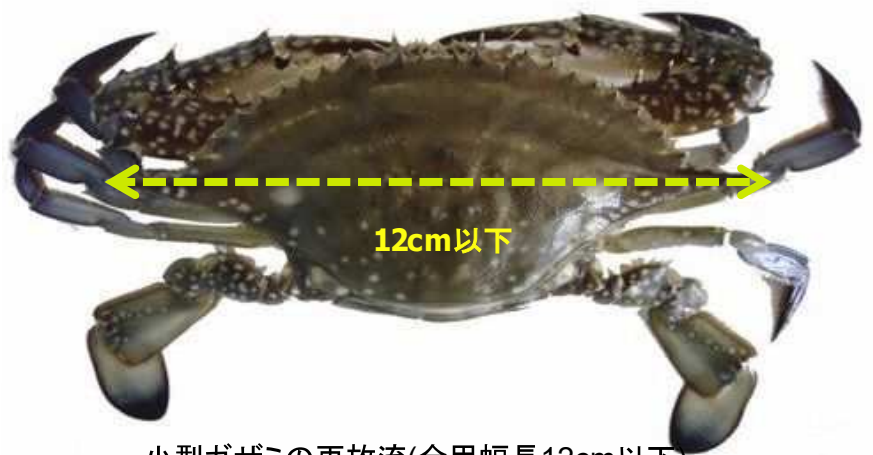
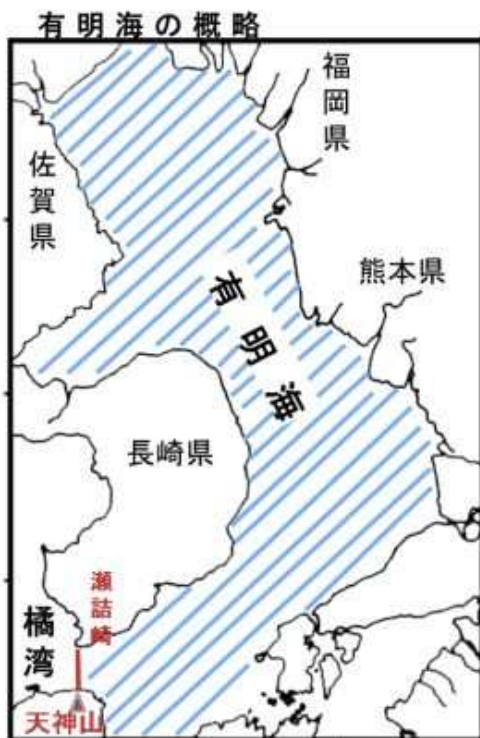
ガザミ資源回復の取組を実施中

有明海ガザミ広域資源管理方針（令和3年3月18日公表）に基づき資源回復のための取組として

- ①抱卵ガザミ(黒デコ※)の保護（再放流・一時蓄養）
- ②小型ガザミの再放流（全甲幅長12cm以下）
- ③軟甲ガザミの再放流に努める
- ④たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1～6/15）*
*漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
- ⑤種苗放流

などが行われています。

※ 黒デコとは、数日後にはふ化する受精卵（黒い卵）を持つ雌ガザミのこと。



皆様のご理解、ご協力をお願いします。

ガザミ資源の保護・回復 に取り組んでいます!!

有明海では、ガザミの資源が大きく減少していることから、資源回復のために

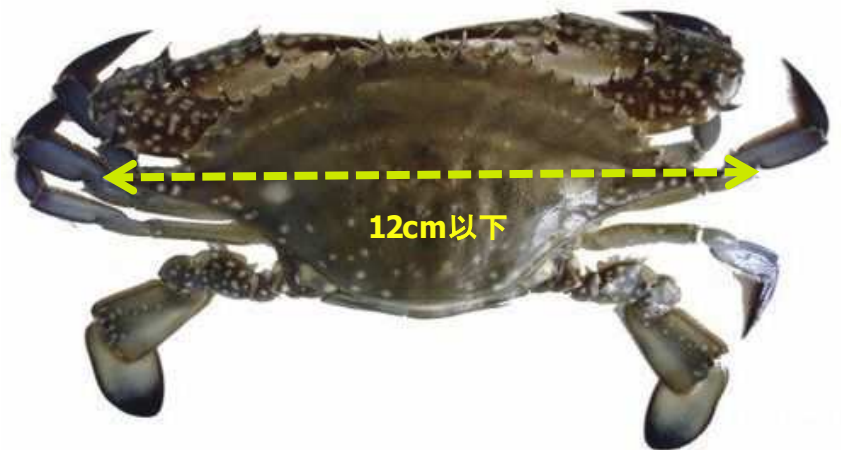
- ①卵を持っている雌ガザミの保護
- ②小型ガザミの再放流（全甲幅長12cm以下）
- ③たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1～6/15）＊
＊漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
- ④軟甲ガザミの再放流に努める
- ⑤種苗放流

などに取り組んでいます。



卵を持っている雌ガザミは放卵するまで保護しています。

資源保護、価値向上を図るため、軟甲ガザミの再放流に努めます。



甲羅の長さが12cm以下の小型ガザミは再放流しています。

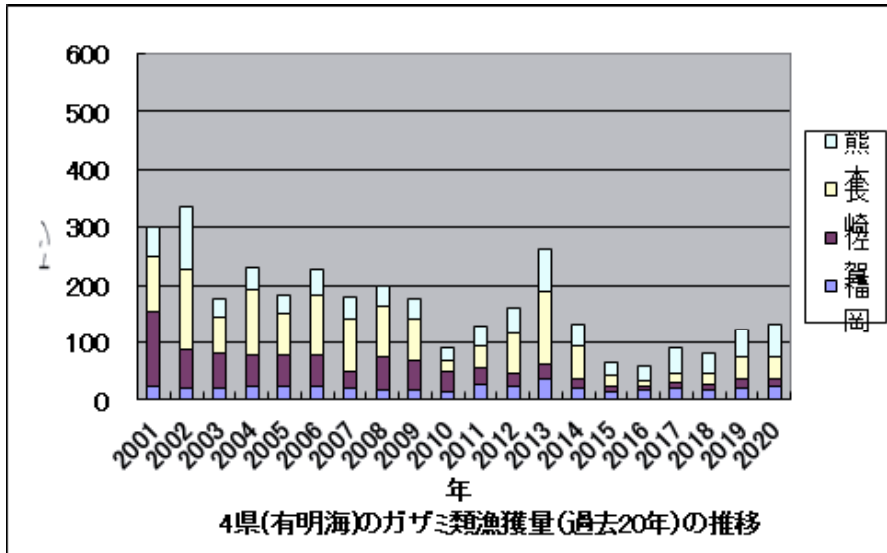
皆様のご理解、ご協力をお願いします。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県

水産庁九州漁業調整事務所
(問合せ先：TEL092-273-2004)

1. 資源の現状及び広域資源管理の必要性

- ・農林水産統計によるとガザミ類の漁獲量は、平成28年(2016年)に過去最低の59トン記録したが、令和2年(2020年)は131トンであった。
- ・漁獲量及び関係県の調査から判断して、資源水準は低位。



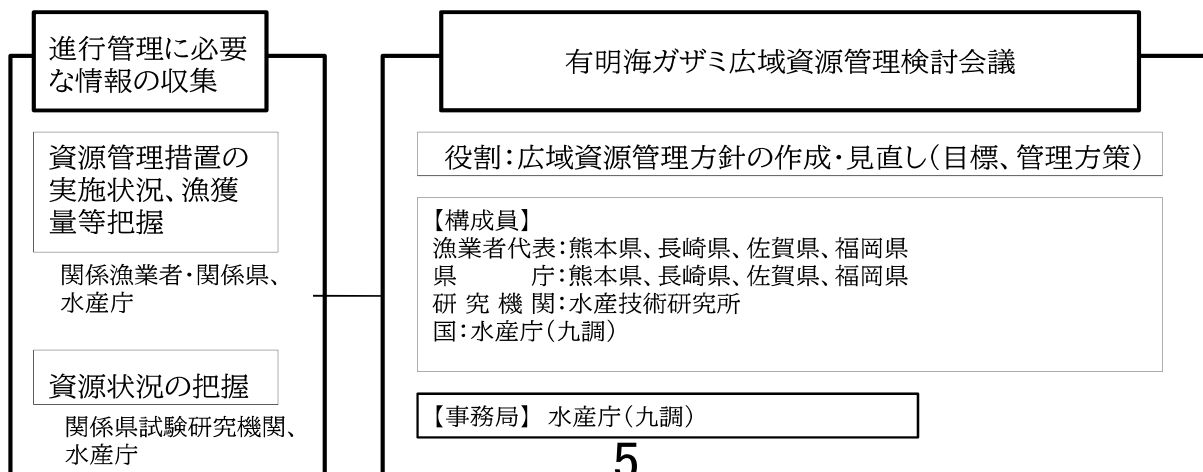
広域に分布・回遊するガザミ資源の維持回復のため複数県の関係漁業者等が連携・協力する「広域資源管理」の取組が必要

2. 資源管理方針の目標

- ・漁業経営への影響等を考慮しつつ、資源の減少に歯止めをかけ、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。

3. 「ガザミ広域資源管理検討会議」の設置

- ・資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。



4. 広域資源管理のために講じる措置

(対象漁業:刺網、かご、小型機船底びき網、たも網その他のすくい網等)

○漁獲努力量の削減措置

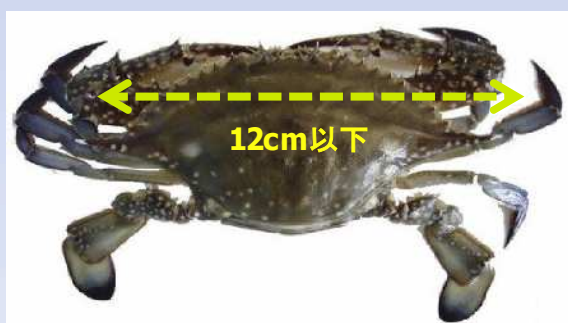
①抱卵ガザミ(黒デコ)の保護

・抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保。



②小型ガザミの再放流

・全甲幅長12cm以下の小型ガザミ再放流。

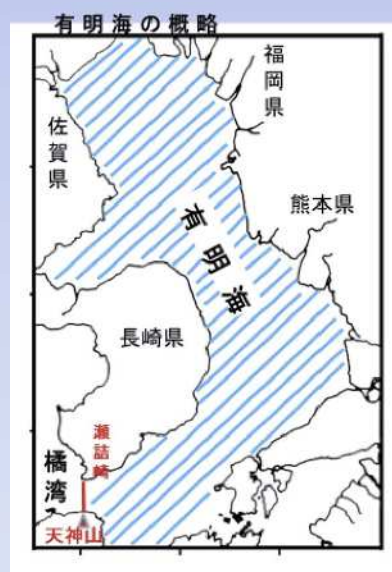


③軟甲ガザミの再放流

・資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。

④採捕禁止期間の設定

・産卵期間(6月~8月)のうち15日間は、たも網その他のすくい網によるガザミ採捕を禁止。



実効性を担保



広域漁業調整委員会指示

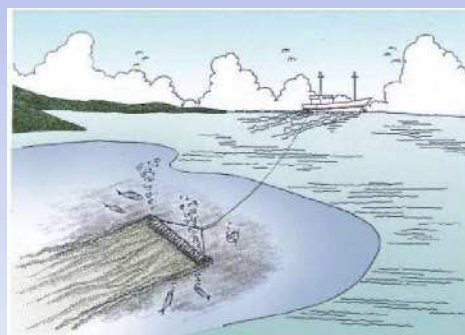
○資源の積極的培養措置

・健全種苗及び適地への種苗放流を実施。



○漁場環境保全措置

・海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。



追加資料 1

(22期第15回有明漁調委)

(令和5年5月24日)

福岡県有明海区における刺し網等漁業許可方針改正について

○現状

- ・ 福岡県有明海区において、刺し網等漁業^{*}を営もうとする場合は、県知事の許可を受けなければならない（福岡県漁業調整規則第4条）
※刺し網等漁業：えび三重刺し網、すずき流し刺し網、雑魚一重流し刺し網、げんしき網、空つりなわ、固定式刺し網
- ・ 一方、空つりなわ以外の刺し網等漁業には、許可数の上限がなく、住所要件を満たせば員外者であっても許可を取得し操業できる状態。
- ・ また、県知事許可漁業の操業海域は共同漁業権漁場と重複しており、漁業者間の操業ルール等を十分に理解していない員外者がむやみに操業すると、漁業権漁業者と競合が生じる恐れがある。

○改正案

- ・ 許可申請書の添付書類等として、漁業権者の同意書を加えることとする。ただし、福岡県及び佐賀県の有明海区の漁業協同組合に所属する者に関しては、不要とする。

→ 別紙案参照

福岡県有明海区における刺し網等漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

なお、空つりなわ漁業については漸減方針のため、相続以外は承継を認めないものとする。

| 漁業種類 | 許可する船舶等の数の上限 | 住所要件 |
|-------------|--------------|-------------------|
| えび三重流し刺し網漁業 | 定めなし | 大川市、柳川市、みやま市、大牟田市 |
| すずき流し刺し網漁業 | 定めなし | |
| 雑魚一重流し刺し網漁業 | 定めなし | |
| げんしき網漁業 | 定めなし | |
| 空つりなわ漁業 | 8隻以内（漸減方針） | |
| 固定式刺し網漁業 | 定めなし | |

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）

(5) 漁業時期

1月1日から12月31日まで。ただし、空つりなわ漁業は4月1日から8月15日まで。

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡有明海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1) 刺し網漁業

①えび三重流し刺し網漁業

| | |
|----|---|
| 条件 | <ol style="list-style-type: none">1 1隻が使用する網漁具の総延長は300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。2 網の目合いは、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。3 網丈は、2メートル以下でなければならない。4 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。5 ポンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 |
|----|---|

②すずき流し刺し網漁業

| | |
|----|---|
| 条件 | <ol style="list-style-type: none">1 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。2 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。3 1隻が使用する網漁具の総延長は530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。4 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。5 ポンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 |
|----|---|

③雑魚一重流し刺し網漁業

| | |
|----|---|
| 条件 | <ol style="list-style-type: none">1 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。2 網は、一重でなければならない。3 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。4 網丈は、6メートル以下でなければならない。5 使用する漁具は、1統でなければならない。6 ポンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 |
|----|---|

(2) げんしき網漁業

| | |
|----|--|
| 条件 | <ol style="list-style-type: none">1 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。2 使用する漁具は、1統でなければならない。3 ポンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。4 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。 |
|----|--|

(3) 空つりなわ漁業

| | |
|----|----|
| 条件 | なし |
|----|----|

(4) 固定式刺し網漁業

| | |
|----|---|
| 条件 | <ol style="list-style-type: none">1 のり養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の濬筋を含む。）においては操業してはならない。2 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。3 ポンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。4 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。 |
|----|---|

4 申請書の添付書類等

(1) 漁業権者の同意書

ただし、福岡県または佐賀県の有明海区の漁業協同組合に所属する者に関しては不要とする。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和5年7月1日から施行する。

(申請書の添付書類等の追加)